

通 信

当財団は、心身に障害や難病をかかえている児童、または児童養護施設や里親家庭で生活している児童たちが、社会での自立を目指して大学等へ進学し、勉学や専門知識・技術の修得を支援するため、奨学金の支給を行います。

第4回(平成30年度)の奨学生(奨学金受給者)の募集を次のとおり実施いたします。

今回から、高校時予約奨学生は、従来のBコースを細分化し、学資奨学金を支給するB-Iコース(従来のBコースはB-IIコースに改称)を新設するとともに、学資奨学金の上限額を年間108万円から120万円へ増額しました。

奨学生(奨学金受給者)の種類と応募資格

★ 高校時予約奨学生

※ 現年生のみ

1 兵庫県に実家があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の3年に在学し、また、既に卒業・修了し、国内の大学等(※1)または職業能力開発校等(※2)へ進学を希望する生徒等である者。かつ、これらの学校に入学する時点で満20歳未満の者。

※1. 大学等とは、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年、専攻科)・専修学校(専門課程)をいいます。但し、大学等には通信教育課程を含みません。

※2. 原則として、兵庫県内にある職業能力開発促進法に基づく公共の学校・施設を対象とします。

2 当財団の支援の対象者である障害者、要保護児童および難病患者の学生等に該当する者。

(注) 原則として、障害者は障害者手帳(身体障害は1~4級、精神障害は1~3級、知的障害はA~B2を対象とします)を有している者および難病患者は特定医療費受給者証を有している者で、障害等の起因により生活や修学等の援助の必要性を認められる者をいいます。また、要保護児童は児童養護施設等の入所および里親家庭の委託であって、児童福祉法第6条の3第8項に該当する児童をいいます。

要保護児童の場合、原則として応募時にその該当期間が6か月以上経過した者が対象になります。

3 人物および学業について優秀であり、かつ経済的な理由により修学が困難であると認められる者。

(注) 経済的な理由として、収入・所得の上限額は、4人家族で世帯年間収入900万円(課税所得700万円)を基準とします。

4 在籍する高等学校等の学校長および施設長(※3)の推薦を受けた者。

(注) 本人が、保護者と同居の場合は学校長の推薦のみ、要保護児童に該当する場合は学校長および施設長の両方の推薦が必要です。

※3. 児童福祉法に定める里親を含みます。(以下、同様)

上記 1 から 4 の条件のすべてに該当する者は、当財団が募集する「高校時予約奨学生」(進学第一志望校の大学等または職業能力開発校等に進学、入学ののち当財団から奨学金の支給を受ける者)の申請ができます。

大学等在籍者奨学生

1 兵庫県に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程を卒業・修了し、現在、国内の大学等に在籍し、平成29年度1~3年生である者、かつ、次学年に進級時点で2年生は満20歳未満、3年生は満21歳未満、4年生は満22歳未満である者。

※6年制大学の場合、同年度4・5年生も同様の基準とします。

2 上記の「高校時予約奨学生」と同じ。

(注) ここでは、上記 1 の要保護児童に該当する者には、原則として、児童養護施設等を退所した者を含みます。

3 在籍する大学等の学部長またはこれに代わる者等の推薦を受けた者。

(注) 本人が要保護児童に該当する場合は学部長等の推薦に加えて、施設長の推薦も必要になります。

上記 1 から 3 の条件のすべてに該当する者は、当財団が募集する「大学等在籍者奨学生」(平成30年度に在籍する大学等の次学年に進級ののち当財団から奨学金の支給を受ける者)の申請ができます。

奨学生の区分(受給コース)と支給する奨学金の種類・支給金額および支給期間

奨学生の区分と支給する奨学金の種類

(○:支給する、×:支給しない)

奨学生の種類	奨学生の区分(受給コース)	支給奨学金の種類		
		学資奨学金	生活援助金	入学一時金
高校時予約奨学生	高校時予約奨学生Aコース	○	○	○
	高校時予約奨学生B-Iコース(新設)	○	×	×
	高校時予約奨学生B-IIコース(旧B)	×	×	○
大学等在籍者奨学生	高校時予約奨学生Cコース	×	×	○
	大学等在籍者奨学生DAコース	○	○	×
	大学等在籍者奨学生DBコース	○	×	×

(注1) 高校時予約奨学生Aコースおよび同B-I、B-IIコースは、進学希望校が大学等の申請者の中から、総合的な修学等支援の必要性評価により決定しますので、申請者がコースを選ぶことはできません。

(注2) 高校時予約奨学生Cコースは、進学希望校が職業能力開発校等の場合のみに適用しますので、職業能力開発校等の場合は、高校時予約奨学生Aコースおよび同B-I、B-IIコースの申請はできません。

(注3) 大学等在籍者奨学生DAコースおよび同DBコースは、大学等在籍者奨学生の申請者の中から、総合的な修学等支援の必要性評価により決定しますので、申請者がコースを選ぶことはできません。

奨学金の内容・支給金額および支給期間

1 学資奨学金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコース、B-Iコースおよび大学等在籍者奨学生DA、DBコース共に学資奨学金として、授業料・大学等の指定納付金の実額を支給します。但し、上限額を年間120万円とします。

2 生活援助金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースおよび大学等在籍者奨学生DAコースに対して、下表に基づく生活援助金を支給します。

(学校・通学区分別の上限額、支給期間)

学校区分	自宅通学生(月額)	自宅外通学生(月額)	支給期間	
			高校時予約奨学生Aコース	大学等在籍者奨学生DAコース
大学	6万円 (上限額)	14万円 (上限額)	4~6年間	3~5年間
短期大学			2~3年間	1~2年間
高等専門学校(4・5年、専攻科)			各2年間	各1年間
専修学校(専門課程)			1~4年間	1~3年間

(注1) 個人別支給額、支給期間については、受給者の決定後に提出書類に基づき、審査・決定します。

(注2) 重度障害者(障害等級1・2級)は、上記に加え通学援助費等を申請により別途支給する場合があります。

※ 詳細を知りたい者は 総務部 小山田 まで、  
2 этаж